

【業務エリア・審査対象建築物等】

1. 業務エリア

日光市

2. 審査対象建築物等

建築物：すべての建築物

昇降機：すべての昇降機

工作物：すべての工作物

【申請データの作成について】

1. 当面、添付する図面のサイズはA3以下としてください。
2. 図面は1ファイル1枚とし、日本語でわかりやすいファイル名としてください。
3. 建築計画概要書は、「第一面・第二面」と「第三面」でファイルを2つに分けてください。

その他、手数料納付方法については日光市確認申請のページからご確認ください